

2016年度税制改正大綱(1/2)-法人税法

項目	内容
法人実効税率20%台へ	<p>諸外国との競争力確保のため、法人実効税率を現行32.11%より 29.97%に引き下げ、政府が目標としている20%台としました。 参考…アメリカカリフォルニア州 40.75% / フランス33.3% / ドイツ 29.66% (S/D:財務省HP)</p> <p>【Comment】 諸外国との税負担の比較は、法人実効税率だけでなく、消費税や厚生年金税、健康保険税 など 様々な税を合算して比較するべきだと思いますが、「法人税」だけが指標として先行しているイメージがあります。</p>
繰越欠損金控除 縮小へ (大会社のみ)	<p>赤字を翌年度以降に持ち越す繰越欠損金の控除限度額が最終的に50%へ縮小されることとなりました(2018年4月より)。 (現行、65%) ただし、この適用は資本金1億円超の大会社のみであり、中小法人については従来通り100%控除が認められます。</p> <p>【Comment】 資本金を1億円以下とする資本準備金振替で、大会社を回避する方法は変更ありません。</p>
法人版ふるさと納税	<p>地方再生の一環として、企業版ふるさと納税制度が創設されます。 寄付金合計の10%を法人事業税から、5%を法人と道府県民税から、15%を市町村民税から控除し、法人税は、支出した寄付金合計額の20%から法人住民税額(最大上記合計20%)で控除される税額を差し引いた金額と、支出した寄付金額の10%とのうちいずれか少ない金額が税額控除の対象となります。ただし、控除税額は法人税額の5%を上限とします。</p> <p>【Comment】 他の税額控除と同様、法人税額の5%を上限とするキャップがあるため、個人版ふるさと納税のような広がりは見せないのではないのでしょうか？</p>
建物付属設備と構築物の償却方法 →定額法へ一本化へ	<p>建物 = 定額法、建物付属設備/構築物 = 定額法と定率法の選択適用 がすべて定額法に一本化されることとなります。</p> <p>【Comment】 定額法の方が経済実態に適していると考えられるため、妥当な改正だと思います。</p>
生産性向上設備投資促進税制が廃止	<p>2017年3月末で生産性向上設備投資促進税制が廃止されます(即時償却又は5%の税額控除)</p> <p>【Comment】 以前、とある議員が「税額優遇したのに、なんで設備投資が促進されないんだ!」と発言されていましたが、「優遇制度があるから投資をする」のではなく、「事業に必要な投資をする際に優遇税制を使う」と、順番が逆だと感じていました。</p>

2016年度税制改正大綱(2/2)-法人税法,所得税法

項目	内容
固定資産税の優遇措置	<p>2019年3月31日までに生産性が一定以上向上する設備に投資した時の機械装置の固定資産税が、3年間 1/2に優遇されます。 資本金1億円以下の中小企業が対象となります。</p> <p>【Comment】 大法人は課税強化し、中小法人は優遇するというジレンマに駆られています。</p>
三世帯同居促進リフォーム	<p>出産・子育てへの不安や負担が大きいことが少子化の要因の一つであることを踏まえ、安心して子どもを育てられる環境整備の手段として、世代間の助け合いを図るための三世帯同居を促進するために、住宅ローンで三世帯同居改修工事をした場合、工事費用相当額(ただし最大250万円)の10%に相当する金額を控除 ただし、所得が3千万円を超える場合、住宅論控除との併用はできません。</p>
空き家問題 耐震改修・除却で譲渡所得の特別控除	<p>空き家に掛かる譲渡所得の特別控除の特例として、相続した空き家を相続人が耐震改修・除却し、譲渡するとき、3千万円の特別控除を認める制度</p> <p>【Comment】 危険な空き家を減らそうとしています。</p>
市販薬購入の優遇税制 (Light版 医療費控除)	<p>現行の医療費控除は、医療費が10万円を超えた場合にのみ適用できるため、ハードルが高かった。 薬局で処方箋なしに買える医薬品を年間1万2千円超購入した時に、超えた部分について総所得金額から控除する制度 最大8万8千円で、現行の医療費控除との併用はできず、選択制度となります。</p> <p>【Comment】 確定申告が必要な点は、通常の医療費控除と変わりはありません。</p>